

# 公益社団法人埼玉県柔道整復師会

## 会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、公益社団法人埼玉県柔道整復師会（以下「本会」という。）の入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (入会金)

第2条 会員は入会金として、入会時に90,000円を納入しなければならない。

### (入会金の納期)

第3条 入会金は、本会から入会承認の通知を受けた日から10日以内に納入しなければならない。

### (会費)

第4条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 定額会費 38,000円  
定率会費 前年における療養費請求額相当分に理事会において決定する料率を乗じた金額。
- (2) 準会員 定額会費 5,000円

### (会費の納期及び納入方法)

第5条 前項の会費の納期及び納入方法は、次のとおりとする。

#### (1) 正会員が支払うべき定額会費

毎年4月30日及び8月31日に当該年度の半額を分納し（本会の休日に該当するときは、翌日以降の直近の営業日とする）振込又は持参払いの方法で支払う。振込手数料は正会員の負担とする。

#### (2) 正会員の支払うべき定率会費

年額を12ヶ月に分割し、前号と同一の納期及び納入方法にて支払う。

#### (3) 準会員の支払うべき定額会費

毎年4月20日限り（20日が本会の休日に該当するときは前日以前の直近の営業日とする）一括して振込又は持参払いの方法で支払う。振込手数料は

準会員の負担とする。

(中途入会の会費及び納期)

第6条 事業年度の中途において入会した会員の定額会費は、第4条に定める金額とする。

(入会金及び会費の免除)

第7条 理事会は、会員から入会金及び定額会費の免除の申請があった時は、審議の上相当の事由があると認めるときは、入会金及び定額会費のいずれか一方又は双方の免除を議決することができる。

(会費の滞納)

第8条 会員が定款第10条第4号に該当する場合、2ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

## 附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 3 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。(平成26年11月15日総会決議)